

守れ民主主義！コロナ禍を理由に 議会の一般質問中止をしてはいけない!!

5月8日の議会運営委員会で、6月議会の一般質問を省略することが決定されました。

議会運営委員会は、議会を円滑に運営するための協議機関で、例えば住民からの請願を受理して所管の委員会に振り分けることや、議長から議会運営について諮問があれば協議する場。委員会のメンバーは、会派からの代表となつており7人。議会運営委員会での意思決定は、全会一致が原則。反対の意見があれば、話し合いを重ね互譲することが求められます。

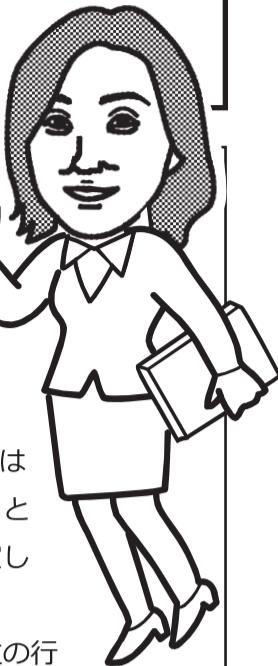
8日の議会運営委員会の議題は、議会内に災害対策本部を設置し、新型コロナウイルス対策について協議するとし、そのメンバーを選任。

全ての議事が終了した後、議会運営委員長が職員の負担軽減を理由に、6月議会一般質問を中止にすると提案。7人の委員のうち1人の議員から反対の意見が出ました。三原淳子は無会派で議会運営委員会のメンバーではありませんが、傍聴席から反対の意見を訴え、一般質問の実施を

求めました。しかし、議運の委員長は、他の議員は賛成の意見が多いことから「賛成多数」ということで、一般質問を6月定例会の日程から外すと決定しました。

議員の役割とは、住民の代表として、住民本位の行政運営が行われるよう行政をチェック、提案。一般質問は市政の広範にわたる質問ができる機会です。地方自治体は、執行機関である首長（市長）と議事機関である議会、ともに住民の直接選挙で選ばれ、二つの機関で構成されています。首長と議会がそれぞれの権限と役割をもち、相互にチェック＆バランスの関係を保ち、住民から選ばれた地方自治機関として民主主義を徹底し、住民の利益を守る役割を果たさなければなりません。それは執行機関に対しなれ合いのない議会・議員でなければなりません。コロナ禍による職員の負担軽減のために、一般質問を中止するのは筋違いです。

5月15日、議長に要望書を提出しました。



2020年5月15日

名張市議会議長 富田 真由美様

日本共産党名張市議会議員 三原 淳子

6月定例会一般質問実施の要望書

5月8日の議会運営委員会において、職員の負担軽減を理由に、議会運営委員長から令和2年6月議会における一般質問の中止が提案され、反対意見がある中、賛成多数で決定されました。

憲法93条1項は、地方自治体がその議事機関として議会を設置することを定め、地方自治法第89条で規定しています。それらは住民から直接選挙で選ばれた議員が、住民の代表として、地方自治法で定められた議会の権限を行使し、地方自治体の意思決定を合議によって行うものとしています。そして地方議会は、住民の意思を代表する機能、自治立法権に基づく立法機能、執行機関に対する監視機能を発揮しなければなりません。定例会における一般質問は、住民の多面的な要求を縦横に取り上げ、自治体行政の広範にわたる質問を行う場です。新型コロナウイルス禍により、暮らしと健康に不安を抱える市民の切実な声を受けとめ、医療、福祉、教育、商工業などの政策を充実させが必要です。

議員の政治的見識が問われる重要な機会を確保することを切に求めます。

以上

